

第1回東京水道グループコンプライアンス有識者委員会 議事概要

1 日 時 令和元年5月13日(月) 午後1時から3時30分まで

2 場 所 東京都庁第二本庁舎10階213・214会議室

3 出席者

【委員】

幸田委員長、中西委員長代理、羽根委員、矢野委員(五十音順)

【水道局】

水道局長、技監、多摩水道改革推進本部長、理事、
総務部長、経営改革推進担当部長、職員部長、経理部長、浄水部長、
総務課長、調整担当課長、主計課長、経営改革推進担当課長、人事課長、
コンプライアンス監理担当課長、コンプライアンス推進担当課長、契約課長、浄水課長

4 会議の概要

(1) 水道局長挨拶

- このたび、「東京水道グループコンプライアンス有識者委員会」を設置するにあたりまして、大変お忙しい中、委員をお引き受け下さり、誠にありがとうございます。
- 東京の水道は、明治31年の近代水道創設以来、約120年という歴史があり、今日では、東京都水道局は、局職員約3,500名、東京水道グループ全体で約6,000名が事業運営を支えている、国内最大規模、世界でも有数の水道事業者でございます。
- 一方で、東京水道グループはコンプライアンスの面で課題を抱えており、今後、お客さまに信頼され、持続可能な運営をしていくためにも、委員の皆様には活発なご議論をいただきたいと思っております。
- 具体的には、昨年10月に浄水場の排水処理施設の業務委託に関して、公正取引委員会から独占禁止法違反の疑いで立入検査を受け、職員1名が受託業者に対し、予定価格を類推できる情報を漏えいしたことを確認しました。
- その後、11月には、副知事をトップとする「調査特別チーム」が実施した原因の究明及び再発防止策の検討結果を取りまとめた中間報告書を公表したところです。
- 中間報告書では、事故から直接導かれる事項の改善策として排水処理作業委託の見直し等を掲げる一方、局事業の構造的な面から推察される事項の改善策も掲げており、当局としても局の組織風土や事業の在り方等についても抜本的な見直しを行っていきたいと考えております。
- また、この間、都に対し、水道局から業務委託を受けている東京水道サービス株式会社において、関係団体や受注工事業者との不適切な関係、書類の改ざんや虚偽報

告書の作成指示が行われているとの指摘が寄せられました。

- これを受け、当局及び東京水道サービス株式会社に対して都による特別監察が実施され、再発防止に向けた提言を受けたところです。
- 東京水道サービス株式会社は、株式会社 PUC との統合を今年度中に予定しており、特別監察で指摘された内部統制・コンプライアンスの在り方の改善は、東京水道グループにおいて、喫緊の課題であります。
- 水道事業は、地域独占の事業であり、唯我独尊になってしまうという危険性があります。当局は過去2回の不祥事の都度対応をとってまいりましたが、今回の情報漏えい事故の発生や、特別監察で指摘された東京水道サービス(株)における各種不適正事案の発生を未然に防ぐことができませんでした。
- そのため、外部の視点から東京水道グループの課題を検証していただくことが必要であり、正に今がその時だと考えております。
- 皆様方には、東京水道グループが抱えるコンプライアンス上の課題について、専門的な知見から忌憚のないご意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(2) 委員会運営について

ア 委員長の選任

- 委員の互選により委員長に幸田委員を選任

委員長挨拶

- 昨年度、水道局における情報漏えい事故、政策連携団体の業務における不適正事案などが発覚したことは、非常に残念である。
- 都民に直結するライフラインを支える組織の職員として、ここに参加されている方々だけでなく、一人ひとりがその責任を重く受け止めてもらいたい。
- 本委員会では事故対応だけでなく、幅広くコンプライアンスを対象として、外部の目を入れた検証を行うということで、構造的な課題についても検証の対象としており、委員の皆様には自由な発想から忌憚のない意見をいただきたい。
- 委員会としては、水道局の取り組むスケジュール等を踏まえながら、節目ごとにとりまとめていきたいと思うので、委員の皆様には、活発な意見交換をしていただくとともに、スケジュールへの御協力をお願いしたい。
- 本委員会での提言を踏まえ、今後、東京水道グループがコンプライアンスの取組で他の公営企業や民間企業に先行する組織へ生まれ変わり、全国の範になるような、また、それを先導するような組織になっていただくことを期待している。

イ 委員長代理の選任

- 幸田委員長が委員長代理に中西委員を選任

(3) 議事

- ア 東京水道グループのコンプライアンスに関する課題
- イ 政策連携団体に対する特別監察
- ウ 調査特別チーム中間報告書で掲げた再発防止策

(4) 議事に関する主な意見の内容

ア 東京水道グループのコンプライアンスに関する課題

- 土木系協力会社や局職員の出向など、政策連携団体との間で人的交流があり、水道事業の特殊性もあるかもしれないが、どのように土木系協力会社との間で独立性を担保していくか、グループの人材体制を作っていくかということが重要
- 局から政策連携団体へ随意契約が許される理由として、政策連携団体から協力会社への委託についても自治法同様の規制をしっかりと守る必要があるのではないかと。
- 事案の発生経緯をみると、人間の弱さという面もあると思うが、何が問題なのかをはっきりさせるとともに、何故問題なのか、どのようにしたら良いかを明確にした上で情報共有し、ICTなども活用しながら（不祥事を）やろうと思ってもできないような仕組み作りを行うことが必要
- 構造として、（不祥事が）起きないように、内部統制を行っていく手法として、ICTをどのように活用していくかが重要。また、業務プロセスを可視化させた上で、積算業務を施行管理部門から分離させるなど、権限を分離させていくこと等が必要

イ 政策連携団体に対する特別監察

- 局が土木系協力会社、政策連携団体といった団体の統制、コントロールをどのように行っていくかを整理するべき。また、契約の中身に何を盛り込むかをよくチェックし、契約内容を守らない場合に厳しい責任をとらせるということもよく検討するべき。
- こういう業務ができるところへしか委託しない（業務の委託先として該当するのがこの政策連携団体である）など、局が政策連携団体に委託するという理屈づけを明確にすることが重要。また、政策連携団体に対し、定量的な指標（財務状況など）を設定するなどにより、評価（モニタリング）を行うことも検討すべき。

- 日本の内部統制において、コンプライアンスを見ていく場合には、基本的にはグループ全体という観点になるので、都も水道局が政策連携団体について事前にリスクの評価をした上で、リスクがあれば統制を利かせることが必要
- 内部統制の体制を敷くに当たり、局と政策連携団体はグループとはいえ別会社なので、リスクがあるところは契約に盛り込む、事後的に監査に入る、研修を受けてもらう、年間で必ず踏んでもらう手続きを整備するなど、一連として整理することが必要
- グループ企業全体でそれぞれがコンプライアンスの主体であることを認識することが必要であり、政策連携団体のトップマネジメントへ意識を浸透させる取組も重要
- 重要かつ根本的な対応となるのが研修であり、全社員へのコンプライアンス研修について、内容や回数などについても具体化できると良い。
- 研修については、社員が当事者意識を持てるようにしてほしい。局と団体での傾向の違いや、年齢ごとの傾向の違いなど、研修の効果の変化をデータ化して表すことが必要

ウ 調査特別チーム中間報告書で掲げた再発防止策
(排水処理施設運転管理作業委託契約の見直し)

- 総合評価方式に見直すのであれば、仕様書も更新し、事業者から何か提案をしてもらえるような、付加価値が付くような内容にした方が良いのではないかと。
- 総合評価方式で進めていくと、仕様書を明確化するという事は、業務改革につながる。局として何をやってほしいのか、何に価値があるのかが明確になると思うので、ナレッジとして蓄積するきっかけにしてもらいたい。
- 受託会社も危機管理への対応をとってもらいたい必要があると思うので、しっかりとバックアップができるような体制を義務づけることが必要
- 積算業務は本庁で一括することで、現場業務から分離する取組は重要